

岡山県公安委員会公示第112号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）

第1条及び第10条第1項の規定により、次のとおり技能検定員及び教習指導員審査を行う。

令和8年9月10日

岡山県公安委員会



1 審査の種類、対象者、期日及び場所

(1) 種類	技能検定員審査（大型）	教習指導員審査（大型）
	技能検定員審査（中型）	教習指導員審査（中型）
	技能検定員審査（準中型）	教習指導員審査（準中型）
	技能検定員審査（大特）	教習指導員審査（大特）
	技能検定員審査（大自二）	教習指導員審査（大自二）
	技能検定員審査（普自二）	教習指導員審査（普自二）
	技能検定員審査（牽引）	教習指導員審査（牽引）

（1人1種類のみ）

- (2) 対象者 技能検定員審査は、技能検定員資格者証（普通）を有する者
教習指導員審査は、教習指導員資格者証（普通）を有する者
- (3) 期 日 令和8年10月13日（木）から令和8年10月30日（金）まで
- (4) 場 所 岡山市北区御津中山444番地3 岡山県運転免許センター

2 審査の申請手続

- (1) 申請様式 規則第3条及び第11条の規定により申請すること。
- (2) 提出期間 令和8年9月25日（金）まで
- (3) 提出先 岡山市北区御津中山444番地3
岡山県警察本部交通部運転免許課
- (4) その他
- ・ 申請書への添付書類は、岡山県指定自動車教習所業務処理要領別表1「技能検定員審査等に関する必要書類一覧表」によること。
 - ・ 書類に不備がある場合は、受理できない場合があるので注意すること。